

五霞町小学校等入学祝い金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童が小学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)に入学する際に、小学校等入学祝い金(以下「入学祝金」という。)を支給することにより、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童の健全な育成を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 入学祝金の支給を受けることのできる者は、当該年度の4月15日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者で、現に町に居住し、小学校等に1年生として入学する児童(以下「新入学児」という。)を現に監護しているもの(以下「保護者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日以降に町に転入した者で、当該年度の4月15日までに小学校等の1年生として入学する児童の保護者である場合は、入学祝金の支給を受けることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、新入学児の属する世帯の世帯員又は同居の親族に町が課した町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他町の収入に係る滞納金があるときは、入学祝金を支給しない。

(入学祝金の額)

第3条 入学祝金は、新入学児1人につき3万円支給する。

(支給の申請)

第4条 入学祝金の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、五霞町小学校等入学祝金支給申請書(様式第1号)に新入学児と同居している世帯全員の住民票の写しを添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、五霞町立以外の学校(特別支援学校を除く。)に入学する場合は、在学証明書又は学生証の写しを前項に規定する申請書に添付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、証明すべき事実を町が整備する公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

(申請の期間)

第5条 入学祝金の申請期間は、新入学児童が小学校等に入学した年度の7月31日までとする。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、入学祝金を支給することが適当であると認めるときは、五霞町小学校等入学祝金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する

ものとする。

2 町長は、審査の結果、次の各号のいずれかに該当し、入学祝金を支給することが適当でないと認めたときは、五霞町小学校等入学祝金支給却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(1) 第2条に規定する対象者として認められないとき。

(2) 前条第1項及び第2項に規定する申請書又は添付書類に不備があるとき。

(支給方法)

第7条 町長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、指定された口座に入学祝金を振り込むものとする。

(支給の時期)

第8条 入学祝金は、第5条第1項の規定による決定をした日から2月以内に支給するものとする。

(対象者からの除外)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学祝金を支給しない。

(1) 入学祝金の申請を行う前に、新入学児が死亡したとき。

(2) 入学祝金の申請を行う前又は申請中に、新入学児又は申請者が転出したとき。

(3) その他町長が不当と認めたとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 入学祝金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(入学祝金の返還)

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により入学祝金の支給を受けたときは、支給した入学祝金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により入学祝金を返還させるときは、速やかに申請者に対し五霞町小学校等入学祝金返還請求書(様式第4号)によりその旨を通知するとともに、入学祝金を返還させるものとする。

(台帳)

第12条 町長は、五霞町小学校等入学祝金支給台帳(様式第5号)を町民税務課に備え、入学祝金の支給を受けた者及び支給状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該台帳は、第4条第1項に規定する申請書をもって、これに代えることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、入学祝金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、五霞町就学祝金基金に関する規則を廃止する規則（平成 29 年五霞町規則第 18 号。以下「旧規則」という。）附則第 2 項により認定証の交付を受けた者のうち旧規則による祝金の給付がされた者については、入学祝金を支給しない。